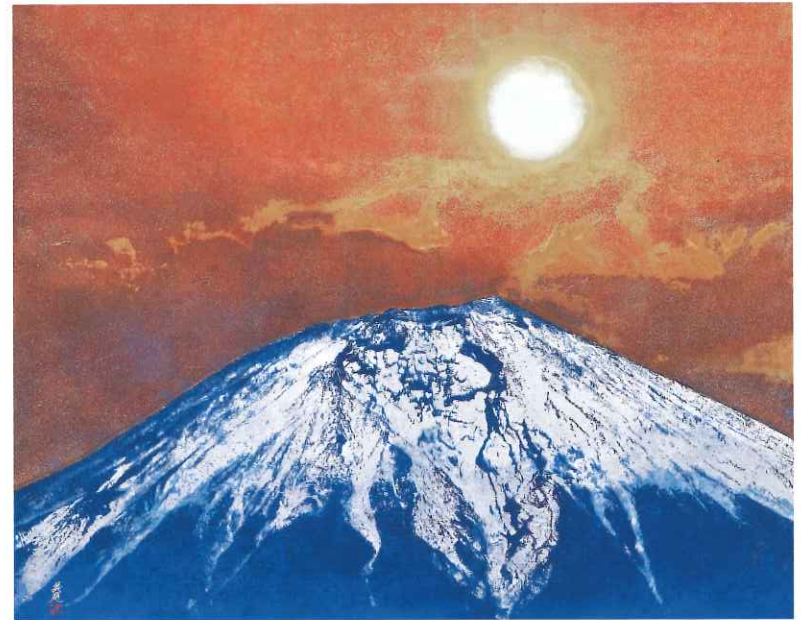


# 大法輪

昭和9年9月28日第三種郵便物認可(毎月1回1日発行)  
令和2年1月1日発行 第87巻1号

## 特集Ⅱ 「いざ」に役立つ 仏教便利手帳 2020年版

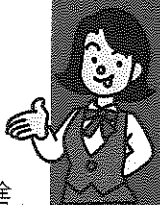
- ◆葬儀・法事 喪主になったら／戒名をいただく  
通夜・葬儀に参列する／葬儀で読まれるお経
  - ◆お寺参り 仏像の見方／仏具の名前と役割  
宗派がわかる寺院建築／僧侶の呼び方
  - ◆仏教行事 修行体験したい／法話が聞きたい／月別の仏教行事
  - ◆仏教を学ぶ 教室で学びたい／インターネットで学びたい…
  - ◆旅行ガイド インド仏跡巡礼／四国遍路／仏像三昧／宿坊／花の寺
- 〈新連載〉戦乱の世を生きて 織田有楽斎 | 岳 真也 / 〈講演〉労働の場と個の確立 | 本多弘之



昇陽 下田 義寛

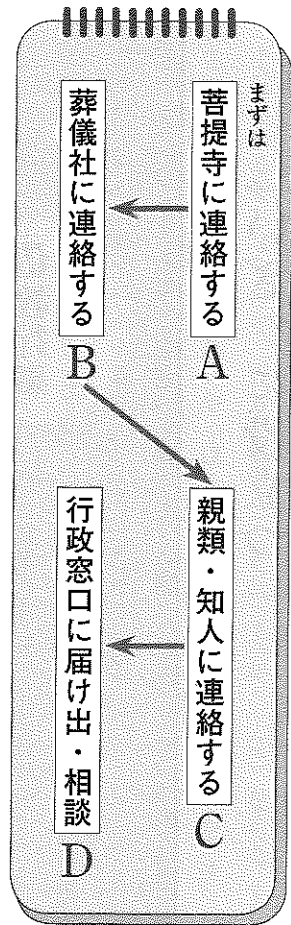
1

DAIHORIN  
2020  
January



全日本葬祭業協同組合連合会  
専務理事 松本勇輝

## ① 喪主になったら



まず伝えるべきことは、

- (1) 故人のお名前、亡くなった日時
- (2) 通夜葬儀の日程の相談
- (3) 葬儀を行う場所の相談
- (4) 戒名、法名をどのようにするか  
の相談

の四項目である。

その後、葬儀社に依頼し、ご遺体を安置、枕飾りを整えて、菩提寺の住職に枕経をあげてもらおう。その後の日程については、葬儀社も交えの検討が必要となる。

### B 葬儀社に連絡する

葬儀で葬儀社に連絡するときには、決めるべきこと、注意すべきことがいくつかある。葬儀は、突然

### A 菩提寺に連絡する

葬儀で喪主になったら、まずは菩提寺に連絡することが大切である。家の菩提寺はどこなのかを確認する。その際、近隣であれば直接菩提寺を訪問し依頼するものである。ただ、遠方に菩提寺があり、時間的余裕がなく直接伺うことができない場合は、電話で依頼することもある。

また、菩提寺が遠くにあるため葬儀を頼めない場合は、菩提寺と同じ宗派の近隣寺院をご紹介いただける。その場合、近隣寺院には葬儀のみを依頼し、戒名は菩提寺に頼む。戒名と納骨については菩提寺との関係をしっかり構築することが大切である。菩提寺は故人の人生も把握しており、安心して葬儀を依頼できる。なお、依頼先の菩提寺に連絡して

やってきて二〜三日程度で終了するので、全てが短い時間の中で決断し実行しなければならない。葬儀が終わってから「ああやればよかった」「こんな筈ではなかった」などと後悔することが多いのである。

葬儀は、葬儀社選びが重要である。葬儀の成否は葬儀社選びで九割決まると言われる。葬儀業は許認可等の法的規制が全くなく、誰でも葬儀業ができるのが現状である。中には電話一本やインターネットで斡旋するような葬儀ブローカー的なのもありトラブルになることもある。このことから事前に依頼する葬儀業者を決めておくのが重要である。

葬儀社選びのポイントは、  
(1) 店舗や葬儀会館をもっているか  
(2) 事前相談に応じてくれるかどうか  
(3) 地域の風習、習慣を知っている

かどうか

- (4) 地域で評判がいいかどうか
- (5) 厚生労働省認定技能審査制度「葬祭ディレクター資格」や業界団体が行っている「事前相談員資格」を有しているか

の五項目である。地域によっては、町内の世話役が葬儀準備をするところもあるが菩提寺がない場合は葬儀社に相談するとよい。

なお葬儀社に連絡してまずすべきことは、臨終後にご遺体をお迎えにいく寝台車の手配である。その際、  
(1) 故人のお名前、ご年齢、亡くなった日時  
(2) この病院にご遺体があるか、その病院名  
(3) 菩提寺があるのかどうか、すでに連絡をしているのかどうか  
(4) 病院から搬送し故人を安置したい場所はどこか（自宅、寺院、葬

儀社のホール等）

- (5) 遠方の家族・親族はいないかの五項目を伝えること。

寝台車手配のところから葬儀社が関わるのである。なお、ご遺体の搬送と葬儀を別々の葬儀社に依頼することもできるが、その場合はその意向を各葬儀社にちゃんと伝えないとトラブルになる。搬送と葬儀の両方を同じ葬儀社に依頼するほうがスムーズであると言えるだろう。

ただ搬送の際、対応が悪かったりして葬儀までの依頼を再検討する場合は、葬儀に関しどこまで依頼しているのか確認しなければならない。キャンセルの場合、依頼状況によってはキャンセル料がかかることもあるので十分な注意が必要である。

葬儀日程については、住職の予定を確認し、葬儀社へ相談する。法律では特別な場合を除き死後二十四時

【死亡通知状の例】

父 ○○儀 かねてより病氣療養中のところ  
 ○月○日午前○時○分○○にて逝去いたしました。  
 ここに生前のご厚誼に深謝いたしますとともに、謹んで  
 ご通知申し上げます  
 葬儀及び告別式につきましては 仏式にて左記の通り執  
 り行います。

記

一、日時 令和○月○日(○) 葬儀 午後○時〜○時  
 告別式 午後○時〜○時

一、場所 ○○○○寺  
 ○○○○市○○町 ○○○○  
 電話番号 ○○○○-○○○○-○○○○

令和○年○月○日  
 〒○○○○-○○○○  
 ○○○○市○○町 ○○○○  
 喪主 ○○○○

しい親族、友人、知人ではない方には、葬儀日程が決定したのち連絡をする。  
 亡くなってから葬儀まで時間があ  
 る場合は、死亡通知状を送る。死亡  
 通知状には日時、場所、問い合わせ  
 先、喪主を明記する(右の「死亡通知

間以降しか火葬・埋葬はできない。  
 翌日以降で通夜、葬儀、告別式日程  
 を決めること。友引や年末年始は火  
 葬場が休みのところも多く、そのこ  
 とを踏まえることも必要である。  
 そして、葬儀を葬儀社へ依頼する  
 とき、いちばん大切なことは、自分  
 の考えや希望をはっきりと言うこと  
 である。遺族は、悲しみの中で精神  
 的にも不安定で、葬儀の知識や経験  
 も乏しく、自分の考えをはっきり言  
 うことが困難な状況にある。このよ  
 うな状況の中で白紙委任して、「こ  
 んな筈ではなかった」と後悔しない  
 ことが重要である。そのため自分の  
 要望をしっかりと言う必要がある。  
 要望を言ううえでのポイントは、  
 (1)葬儀の形式、規模、予算等、自  
 分の考えを伝える  
 (2)わからないことは納得いくまで  
 説明を受ける

- (3)素人判断をしない  
 (4)全てにおいて無理をしない  
 (5)世間体を気にしすぎない  
 (6)見積書は契約書であると思うこ  
 と  
 (7)見積書へ掲載されているもの  
 他に、別途料金、追加料金、立  
 て替え金等があるか必ず確認  
 (8)変動費があることを確認  
 (9)各項目内容、単価、数量、金額等、  
 納得するまで説明を求める(見  
 積り等の打合せには責任のもてる家  
 族二名以上で行う)  
 (10)親族の交通費、宿泊費等予算外  
 の出費にも留意する  
 行うには、多くの項目を決めなけれ  
 ばならない。信頼できる葬儀社に相  
 談し進めていくことが大切である。

喪主になり親類・知人へ連絡する  
 際、まず考えるべきは、どこまでの  
 範囲で訃報を知らせるかである。親  
 族で連絡する場合は二親等までが一  
 般的である。遠方の親族には準備も  
 あるので早めに連絡すること。  
 親しい友人や知人にも知らせ、友  
 人にも協力してもらい連絡してもら  
 うとよい。連絡がいかない人がいな  
 いよう、連絡した人をメモしておく  
 ことが大切。仕事関係は、葬儀日程  
 が決まってから連絡する。  
 親族、親しい友人、知人等への連  
 絡を行う時は、電話が確実で、年上  
 の方であっても失礼になることはな  
 い。急に電話するので「突然のお電  
 話で申し訳ございません」と伝えて  
 から亡くなったことを知らせる。  
 連絡がどうしても取れない場合  
 は、FAX、Eメール、SNSを活  
 用することも可能である。また、親

状の例」を参照。  
 なお、故人の知  
 名度が高い場合  
 は、新聞の死亡記  
 事や死亡広告で多  
 くの方に通知がで  
 きる。死亡記事は  
 費用がかからない  
 が、死亡広告を出  
 す場合は費用がか  
 かる。わからない  
 ことがあれば葬儀  
 社に相談するとよ  
 い。

診断書は、死亡を確認した医師か治  
 療を行っていた医師が署名押印す  
 る。なお死亡診断書はコピーを取っ  
 ておくと、相続や生命保険の申請等  
 で利用できる。事故死や変死の場合  
 は、死亡診断書のかわりに監察医や  
 警察医が検案を行い、死体検案書が  
 交付される。死亡届の左側は、故人  
 の氏名や亡くなった日時等を記入し  
 署名捺印する。  
 死亡届を提出しないと、火葬許可  
 証や埋葬許可証が発行されない。死  
 亡届を火葬許可申請書と共に市町村  
 の窓口へ提出することで、火葬許可  
 証が発行される。火葬許可証は火葬  
 を行う日に火葬場へ提出。火葬許可  
 証がないと火葬を行えない。火葬終  
 了後は火葬許可証に火葬が終わった  
 証明印が押され、返却される。この  
 返却されたものが埋葬許可証とな  
 り、納骨の際に使用するのである。

D 行政窓口へ届け出・相談

人が亡くなったら、死後七日以内  
 に死亡届を役所に提出せねばならな  
 い(役所は二十四時間受付している)。  
 死亡届の右半分は死亡診断書と  
 なっており、医師が記入する。死亡

① 喪主になったら